

平成30年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成30年3月26日(月) 開会 午後1時55分
閉会 午後2時44分

場所 第6委員会室

出席委員 岡地優委員長
権守幸男副委員長
横川雅也委員、永瀬秀樹委員、石井平夫委員、高橋政雄委員、小島信昭委員、
水村篤弘委員、井上航委員、柳下礼子委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 石井平夫議員、白土幸仁議員

出席者 篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、
前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、
齋藤倫夫農産物安全課長、岩田信之畜産安全課長、石間戸芳朗農業支援課長、
持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果
議案

議案番号	件名	結果
議第4号	埼玉県主要農作物種子条例	原案可決

【付託議案に対する質疑】

横川委員

第6条において、県は「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」と規定しているが、施策の執行に必要な財政上の措置は義務ではないということか。

石井議員

本県のほかの条例と合わせてこのような規定としているが、第3条で「種子計画の策定」を、第4条で「原種及び原原種の生産」を県に義務付けていることから、実質的に、県は財政上の措置を講じなければならない。

横川委員

実際に施策を推進するための予算はどう確保するのか、執行部の考えを伺う。

農林部長

本条例が可決されれば、今後は条例に基づき県で種子の生産を行うため、必要な予算をしっかりと確保し、施策を推進していく。

井上委員

- 1 主要農作物種子法が廃止されたことにより懸念されることは何か。また、条例がないことによって懸念されることは何か。
- 2 他県の種子条例の整備状況をどう把握されているのか。
- 3 現地調査を行ったとのことだが、具体的なプロセスを伺う。
- 4 原種及び原原種の生産に関しては、県に義務付ける旨の説明があったが、第4条では、「生産を行うものとする」となっている。このことについての見解を伺う。
- 5 第7条の「この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める」の規定について具体的に伺う。

石井議員

- 1 引き続き、品質の優れた種子の安定的な生産に取り組むことができるのかである。
- 2 兵庫県議会では3月20日に、新潟県議会では3月23日に同様の条例が成立している。
- 3 法の廃止が近づき、農業者、農業者団体、消費者団体等から、法廃止の影響を懸念する声や不安の声が高くなる中、農業技術研究センターの視察などを行うとともに、会派内で議論を重ねてきた。その上で、優良な種子の安定供給の責務が県にあることを明確に打ち出し、事業の継続性を担保すべきとの結論に至った。
- 4 義務付けると読めるものであると考える。
- 5 県内で普及すべき品種の選定や、種子の生産を行うほ場の指定などである。

井上委員

- 1 種子価格の上昇、特定の民間事業者による主要農作物の種子の独占、種子の国外流出についての懸念への払拭につながるのかを伺う。

- 2 埼玉県条例ならでのポイントを伺う。
- 3 第4条に規定する「生産を行うものとする」は、義務付けすると読み取っていいのか、再度伺う。
- 4 基本要綱の策定は、第7条の「この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める」に含まれるのかを伺う。

石井委員

- 1 今までは公的機関が供給、種子の生産、開発、研究に力を入れ、農家に対して安定供給や、低価での普及をしてきた。民間企業が参入した場合にどのようなことが起きるかを考え、この条例で今までと同様に守っていくということである。
- 2 在来種の規定を設けたことである。
- 3 県は、原種や原原種を持っており、生産を続けて行っていくということから、継続の義務を担保したものである。
- 4 含まれる。

白土議員

- 3 義務付けの文言である。

井上委員

- 1 兵庫県では「品質の改善」を目的としているが、埼玉県では「本県の主要農作物の品質の確保」を目的としている。なぜ、この文言にしたのか伺う。
- 2 農業技術研究センターの視察を行ったとのことだが、農林部の担当部署とこの条例の文言がどういう意味を持つかなどの調整が図られたのか伺う。

石井議員

- 1 「確保」には、品質を保つことのほか、品質の改善、改良も含まれるためである。
- 2 農林部との協議を行った。

井上委員

農林部の何課か教えてほしい。

石井議員

生産振興課や県農業技術研究センターである。

井上委員

第7条の規定には、基本要綱も含むとのことであったが、条例が制定されれば基本要綱にも影響を与える。条例を策定するに当たり、農林部とどのような意見交換をしたのかを伺う。

白土議員

議員提案であることから、我々が主体的に議会の意思として取り組んできたが、要綱策定などについては担当部署と調整を図った。

柳下委員

- 1 条例提案がなぜこの時期になったのかを伺う。
- 2 グローバル種子企業は、日本の種子企業を独占しようとしているが、この動きをどう認識しているのか。その上で、この条例の効果の見通しはいかがか。
- 3 第2条において、「県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする」とあるが、これまで知事は、研究機関の統廃合などにより研究員、普及員などを大幅に減らしてきた。研究職員などを大幅に増やしていく必要があると考えるが、現状と今後についての考えを伺う。
- 4 第2条の2項の条文の目的とするものは何か。
- 5 農業団体や関係者から、どのような声が寄せられたのか伺う。
- 6 第6条について、今後は、民間にも協力していかなくてはならないとも読み取れるがいかがか。
- 7 県の試験研究機関が有する種苗の生産に関する知見は、県民共有の財産と考える。それを一部の民間企業の利益のために提供することは、絶対あってはならないと考える。第7条に規定する、「この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める」にこうしたことも含まれるのか伺う。

石井議員

- 1 県は、法律の廃止後も優良な種子の安定供給に努めていくということであったが、法律の廃止日が近づく中で、その影響を懸念する声が多く寄せられた。そこで、県の姿勢を明確に打ち出し、県が引き続き優良な種子の安定的な供給を行うことを条例で定め、制度的に担保することにより、県民に安心していただく必要があると考え、この提案に至ったものである。
- 2 グローバル種子企業の動きについては、我々も危機感を持っているところである。主要農作物種子法で都道府県に原種、原原種の生産を義務付けていたが、法律の廃止により、この義務付けが外れた。本条例を制定し、県が原種、原原種を生産していくことを義務付けることで、引き続き県内の種子の安定的な生産と普及が図られていく政策効果を考えている。また、種子の独占に対しても一定の抑止力になると考える。また、種子の流出は種苗法により規制する。
- 3 試験研究の推進のための研究員などについては、必要以上に人員削減がされていると我々も思っている。昨年2月定例会において全会一致で可決された「埼玉県農林水産業振興条例」の第21条で「普及等を行う職員の育成及び確保並びに適正な配置」を規定した。
- 4 米麦改良協会や全農などの農業者団体との連携を図り、施策を推進していくという趣旨である。
- 5 グローバル種子企業に独占されてしまうのではないかとということや種子価格の高騰などの不安の声が寄せられた。
- 6 県内の種子のニーズを把握し、必要とされている種子の開発・普及などに対する財政上の措置を講ずるなど、幅広い意味がある。
- 7 種子を独占することを目的とした者に対して知見を提供することは、県民の利益に反すると考える。

柳下委員

この条例が可決された場合は、県は、適切な予算措置や職員配置などを行うことになる。

また、消費者をはじめ農業関係者、農協などの団体と連携し、この問題に取り組んでいくことになるが、最後に決意を確認する。

石井議員

各委員に賛同いただき、しっかりとこの問題に取り組んでいく。

【付託議案に対する討論】

井上委員

賛成の立場から討論を行う。県は法の廃止に伴い、現行の法律等で定めていた内容を踏まえて埼玉県主要農作物種子生産基本要綱の改定を行い、これまでどおりの対応を行うとともに、より明確化するために条例化を行うという点に私も同意をする。一方、県の要綱案は、他県の条例などと比較しても大変良くできているものと認識をしている。兵庫県は種子法施行条例を持っており、法の廃止に伴い改正した。新潟県は、新規の条例であるが、基本要綱に近いというのが実態であった。先ほど質疑の中で、「本条例の特徴は在来種の生産及び維持がこの条例のポイントである」との答弁もあったことから、本県の取組を担保する条例の制定に賛同する。なお、義務付け規定も有することから、条例制定による県の執行部の業務や要綱など、波及し得る事項があるということを認識した上で条文作成作業を進めることを申し添え、私の賛成討論とする。